

だなと思いました。

一方で、この地域は、過疎化、少子化のために小学校の統廃合が検討されているそうです。はやし田というのは広島県の北の各地域に伝わっているようですが、地域によって歌や植え方がちよつと異なるそうで、学校が統廃合されたときにどちらの伝統を教えるのか、あるいは地域が異なるのでそもそも教えること自体がなくなってしまうんじゃないかという不安のお話を現地のお母様たちからお聞きしました。町の教育委員会に方向性についてお聞きしたんですが、地域、学校、保護者で話し合つて合意形成をしてもらうしかないということでした。

伝統芸能を守っていくためにも、教え続けることというのが大事で、文科省としても指導を行つていく必要、ここあるのではないかなと私思うんですけれども、大臣、このような問題をどのようにお考えで、文科省としてどのような指導をしていくのがよいと考えているか、教えていただけますでしょうか。

○国務大臣（永岡桂子君） 宮口先生御指摘の大花田植、大花田植ですね、につきまして、例えば広島県北広島町内の学校におきまして、各行事の保存会の御協力をいただきながら大花田植を子供たちが体験する場を設けるなど、地域の実情を踏まえて各学校と保存会が連携して伝承に取り組ん

でいただいているものと伺っております。

このように、民俗芸能の伝承に当たりましては、その保存会が重要な役割を果たすと考えますけれども、文化庁では、これらの保存会が実施をする用具の修理ですとか、それから新調ですね、新しくしたり、また伝承者の養成、現地公開等に要します経費を支援しているところでございます。

御指摘の大花田植のうち、例えば安芸のはやし田については国の重要無形民俗文化財に指定されておりますけれども、令和三年度の補正予算、また地域文化財総合活用推進事業に申請をいただきました。大太鼓の修理など、伝承にこれ必要な取組を実施いただいているものと承知をしているところでございます。文化庁といたしましても、このような国の補助等を通じまして、これらの伝承に係る取組を支援をしまいたいと考えております。

やはり、お子さん、つまり親御さんですね、そしてあとは保存会の皆さん方、そしてその地域地域、学校が統一されましても、お子さんが住んでいる場所というのはその昔の学校のそばであると思います。保存会の方々としっかりと話し合いをして、その保存に尽力していただければと思っております。

○宮口治子君 ありがとうございます。
子守歌みたいな感じで、結構その花田植の歌つ

て難しいんですよね。聞いていて私もすぐは覚えられないんですけど、小さいときからそうやって歌い継がれてきたりするというのはとても大事だと思います。

文科省は文化芸術を守る文化庁も抱えていらっしゃるから、少し主体的に小学生に対して文化芸術を教えていくという視点を持つてほしいなと思います。また、人数が少なくなったからといって安易に学校の統廃合を行うこと自体、私どうかと思う部分もあります。DXも推進されているようですし、統廃合せずに少人数であっても存続させて、授業の一部をオンラインでつないでいくなど方策も考えられることはあるのではないのでしょうか。

子供たちの成長、地域の伝統芸能の継承の観点もしっかりと持っていた上で学校の在り方の議論をしっかりと行っていただきたいと要望をして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○古賀千景君 立憲民主・社民の古賀千景です。
先日の本会議では丁寧に御答弁いただきました。本日にありがとうございます。今日もよろしくお願ひします。

順番を入れ替えまして、先に、集団フツ化物洗口と、てんかん発作時の口腔用液ブコロムについてを先に質問させていただきたいと思ひます。

自分が学校現場のときに、アナフィラキシーのときに、エピペンと行ってそのときに押す、太ももに子供にしてくれて言われたことを覚えています、何か起きたときに。とても怖いと思います。ランドセルから出して、入っているはずだから、ランドセルから出して子供の太ももに打ってくださって。私は教員なので、専門家ではないので、できるんだろうかととても不安に思いました。

今日質問させていただく集団フツ化物洗口とプログラムについては、私は現場でも聞いたことが、したこともちろんありませんので、いろいろ教えていただけたらと思っております。

集団フツ化物洗口、虫歯の予防ということで子供がなされておりますが、感染症だったので、しばらくそれが中止にされていた地域、学校が多かったと思います。四月からまたかなり復帰、復活してきているという話を聞きますが、どれくらい学校で今行われているのか、教えてください。
○政府参考人（藤原章夫君） フツ化物洗口は、歯のエナメル質にフツ化物を作用させる洗口の方法であり、特に永久歯エナメル質の成熟が進んでいない幼児及び児童生徒等に実施することで齲蝕の予防対策として効果的であるとされていることから、各自自治体、学校の判断により学校において実施されているものと承知をしております。

この学校におけるフツ化物洗口の実施状況につきまして、厚生労働省が実施したう蝕対策等歯科口腔保健の推進に係る調査によれば、平成三十年度的において、小学校における実施人数は百八万九千八百三十九人、一七・〇%でございます。また、中学校における実施人数は十八万五千七百七十五人、五・七%となっていると承知をしております。

○古賀千景君 ありがとうございます。

学校でどのような方法で行われているのか、私分らないので教えてくださいいただけますか。

○政府参考人（藤原章夫君） 学校現場におけるフツ化物洗口の実施方法につきましては、例えば養護教諭の方がフツ化物洗口液を作成をし、学級担任の教員が児童生徒の洗口を監督指導を行うといったような事例のほか、教職員の負担を考慮し、学校薬剤師が業者からフツ化物洗口製剤を購入し、保管及び洗口液の作成を行うような事例、あるいはフツ化物洗口製剤の調達、洗口液の作成、ボトルへの分注や各学校への配達、回収、消毒までを医薬等販売会社に委託している事例などがあるものと承知をしております。

○古賀千景君 かなりの業務に教職員が携わっているんだなというのを今聞いて思いました。

文科省から出ている学校における集団フツ化物洗口についてという中に、洗口液に希釈する前の

顆粒の状態のフツ化物は劇薬であることからという一文があります。まあ薄めるから大丈夫と言われるかもしれませんが、この劇薬であるからと明記されているようなものを子供に与えていいんだろうかということをおは疑問に思いますが、いかがでしょうか。

○政府参考人（藤原章夫君） これにつきましては、厚生労働省の方でこうしたフツ化物洗口というものが一定の有効性があるというふうなことが示されているということでございます、それを踏まえて各学校現場で取組がこのような形になっているというふうに承知をしております。

○古賀千景君 何かとても私は危険なのではないかと、割合を間違えたりとかしたときにやっぱり子供が吐き気がしたりしたという事例もあっていると聞いていますので、私はそこはちょっと不安に思っております。

また、今、方法についても伺いました。これ、同じくマニュアルには、フツ化物顆粒を使用する場合は、歯科医師等又は歯科医師等の指示に従い、施設の関係者が器材の管理、洗口液の調製を行うことというふうに書かれています。

実際、先ほどお伺いしたときに、希釈も教職員が行っているという状況、そして、例えば養護教諭の仕事かどうかはちょっと私はそれ疑問に思っておりますが、例えばいらつしやらなくてほかの

教職員がしたときに、詳しいことを知らない教職員が薄めていったりとかする場合に、何か手違いが起こったりするのではないかと思っております。こういう仕事って教職員の業務なんでしょうか。

○国務大臣（永岡桂子君） 学校におけますフッ化物洗口は、個人の環境によりませんで、集団の全ての人が齶蝕、虫歯ですね、予防効果が得られまして、齶蝕に関する健康格差の縮小につながる。ことが期待される一方、やはり教職員がその業務を担う場合には少なからず負担が生じるということと考えております。

学校において実施するかどうかというのは、自治体や学校におきまして地域の実情に応じて個別に判断されるべき事柄ではございますが、学校において実施する場合には、可能な限り教職員の負担を軽減した形で実施することが重要であるとと考えております。

このため、文部科学省におきましては、実施に当たりましては関係者間での適切な役割分担、これを検討いたしまして、教職員の負担軽減に配慮するよう都道府県教育委員会等に対しまして依頼をしているところでございます。

○古賀千景君 役割分担ということは、トータルしたら教職員の仕事になるということですよね。いろんな人に分担されるということですかね。いかがですか。

○政府参考人（藤原章夫君） これにつきまして、今お話もありました文部科学省から出しておきます通知の中でも、例えばこの実施に当たりましては、例えば市町村の歯科保健担当部局や保健センターによる実施、歯科医師会や薬剤師会の協力、医薬品等販売会社への業務委託など、関係者間での適切な役割分担を検討し、教職員の負担軽減に配慮するようにお願いしますと、このように記載をしているところでございます。

○古賀千景君 これは、私の考えでは、集団で全員学校でさせるものではなく、家庭にお任せすべきものではないかなということを思います。

学校の中でどんな配慮をしているかというところ、させたくないという保護者の声があったときに、その子がいじめられたりするときがあるんです、おまえなんでせんとやって。だから、学校の教職員は水だけをその子にあげて、あなたもうがいしたふりせんねって。やっぱりそうやって、こう何と何のか、子供同士の関係をつくったりとかして、そこまで配慮をやっている状況があるということを知っていただけたらなと思います。今、虫歯の罹患率はどんどん減少していついて、薬剤剤を使つてまで集団で予防しなければならぬ状況ではないというふうにも伺いました。学校での集団フッ化物洗口は必要なのではないかと私は思います、文科省の御見解を教えてください。

ださい。

○国務大臣（永岡桂子君） やはり、齶蝕予防につきましては、各自自治体において、集団的な齶蝕予防や健康格差の縮小の観点から、地域の実情に応じてフッ化物洗口の事業が実施されているわけでございます。このため、繰り返しになりますけれども、学校において集団フッ化物洗口を行うことについては各自自治体において判断される事柄であると考えております。

文部科学省では、学校において実施する場合には、関係者間での適切な役割分担を検討していただいて、教職員の負担軽減、しっかりと配慮をするよう、引き続きまして促してまいりたいと思っております。

○古賀千景君 とても私はこれは子供にとって危険なものではないかと思っておりますので、御検討いただけたらと思います。

次に、てんかん発作時の口腔用液ブコロムについてお尋ねいたします。

ブコロムに関しては、消防庁の救急企画室から、学校等における口腔用液ブコロムの投与についてという文書の中のその他に、救急現場における救急隊員を含む救急隊員が傷病者やその家族に代わって当該医薬品を投与することはできないことを申し添えると書いてあります。

なぜ救急隊員の方が投与できないのか、教えてください。

ください。

○政府参考人（藤原章夫君） 救急救命士の扱いということにつきましては、これは厚生労働省の所管に関わるものでございますので、それについて私どもからお答えするのは控えさせていただきますと存じますけれども、一方で、学校等で在籍する児童生徒等がてんかんによる引き付けを起こし、生命が危険な状態等である場合には、現場に居合わせた教職員等が口腔用液を自ら投与できない本人に代わって投与する場合がありますと、そうした場合の緊急の対応というその必要性について個別に厚生労働省と協議した結果、このような取扱いとなっているということでございます。

○古賀千景君 済みません、通告しておりませんが、ちよっとお伺いしたいので。

プログラムは歯茎と頬の間に注入すると書かれています。てんかんで発作が起きている子供たち、その子の口を開けて注入する、私やったらしきらんなって正直ちよっと思います。怖いです。大臣、できますか。

○国務大臣（永岡桂子君） まあ私にそこにいたることができるかという御質問でございますが、想像を絶するような対応をしなければいけない、大変厳しい状態であるというふうには感じます。

○古賀千景君 救急救命士さえ投与ができないのに専門知識のない教職員がやるというのは、これ

はいかなもんかと思いますが、いかがでしょうか。

○政府参考人（藤原章夫君） てんかんの発作の場合の対応でございますけれども、これまでは発作を止める座薬を投与するというような形で実施が認められてきたというわけでございますけれども、今般、より投与をしやすい口腔用液が医薬品として承認されたことから、厚生労働省と協議し、一定の条件を満たす場合に限り座薬と同様の対応ができるということにしたという経緯でございます。

また、教職員の不安ということでございますけれども、当然、これにつきましては、一定のきちんとした基本的な情報、またそれに基づく一定の研究等の対策を十分講じた上で対応していくことが必要ではないかというふうに考えておるところでございます。

○古賀千景君 では、もし教職員が投与をして何か状況が悪化したりとか、そんな急変したりした場合のときの責任、また反対に、投与ができず体調が急変したときの責任、この二つの責任はどこにあるとお考えになりますか。

○国務大臣（永岡桂子君） 学校事故における責任の所在につきましては、やはり一概に申し上げるということは大変困難であると思っております。

投与を行う場合には、児童生徒等及びその保護

者が事前に医師から使用の際の留意事項に関しての書面の指示を受けていること、また児童生徒等及びその保護者から具体的に依頼を受けて行うものであることなどから、これらに沿った方法で対応がなされなければ、基本的には教職員等の責任が問われることは想定されないと考えております。その上で、個々の教職員の責任に委ねるのではなくて、校長等の管理監督の下で、学級担任ですとか養護教諭のほか、学校医などの協力も得まして、校内におけます組織的な体制というものを整備することが不可欠と考えております。

児童生徒の状況や保護者の意向等を踏まえた上で、各学校現場におきまして適切な対応が行われるように、文部科学省におきましても、様々な機会を通じまして、教育委員会また学校に対する丁寧な情報発信、それをしっかりと行ってまいりたいと考えています。

○古賀千景君 もし裁判とかになった場合は、学校は責任問われないと思っていいますか。

○政府参考人（藤原章夫君） 個別のケースにつきましてはこれは個別に判断されるということになるかと思えますけれども、先ほど大臣から御答弁申し上げましたように、一般的な方法にしっかりと従って、そして、そうした医師等から示された方法で対応がなされているということであれば、基本的にはそうした責任を問われることは想定さ

れないのではないかとというふうには考えておりません。

○古賀千景君 学校の教職員で専門的な者ではないので、基本的には救急搬送の方法というのが学校としては一番の緊急処置なのではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○政府参考人（藤原章夫君） 当然、そうした緊急事態に至った場合には救急車を呼ぶということ、救急搬送ということになるわけですが、状況によってはそれが一刻を争う事態になるということもあり得ないわけではないわけですが、そういうこと、消防隊が到着するまで待てないような場合、そうした場合にはそういった対策を取るということも必要な場合があります。いかというふうには考えております。

○古賀千景君 ありがとうございます。
では、話を変えさせていただきます。欠員状況についてです。

おとし、二二年度に初めて、この欠員状況は長い間言われておりましたが、初めて欠員状況調査をなされました。昨年に行われませんでした。今年を行う予定があるかどうかを教えてください。
○政府参考人（藤江陽子君） お答え申し上げます。

今年度の教師不足の状況につきましては、昨年度と比較してどのような傾向となっているか、ま

た教師不足への対応として各自治体に取り組んでいる施策とその具体的な効果も含めまして、文部科学省から各教育委員会に對しましてアンケートを実施し、現在、集計をしているところでございます。

今後、各教育委員会の回答の中の特に教師不足の改善に資するような取組につきましてヒアリング等を行うことで、より細かく効果の把握に取組み、好事例について全国に展開する等してまいりたいというふうに考えております。

○古賀千景君 二年前に欠員の数字がきちんと公表されて、全国で新聞などに、マスクなどで報道されたときに、みんな、あつ、こんな数字なんだということ、すごく実感できたんですが、昨年度は教育委員会からのヒアリング程度ということで、余り大きくは取り上げられなかったと私を感じています。された方がいいと私は思うんですが、なぜされないのか、よかったですら教えてください。

○政府参考人（藤江陽子君） 御指摘の令和三年度に実施いたしました教師不足に関する実態調査と同様に教師不足についての実数で把握するためには、各教育委員会から教育事務所へ照会する、そしてさらに、学校現場にも照会を行う必要があるなど、現場の負担が大きいことから、実数での把握はしておりません。

他方で、教師不足の一昨年度把握したときから

続く状況ですとかその対応についてはヒアリング等にて承知しております、文部科学省といたしましては、各教育委員会と連携しつつ、その教師不足の解消に向けた取組の推進に注力してまいりたいという考えでございます。

○古賀千景君 では、欠員状況は改善されているとお考えですか。

○国務大臣（永岡桂子君） ただいま局長の方から答弁があったとおり、今年度の教師不足の状況につきましては、文部科学省から各教育委員会に對しましてアンケート調査を実施をいたしまして、現在、集計しているところでございます。

一方で、個別に教育委員会から情報を聞いて把握している限りは、昨年度と同様、依然として厳しい状況であると伺っております、これ、引き続きまして教師不足の状況については危機感を持ってまいります。

○古賀千景君 昨年度よりも大変だという声を私の方には幾つか入ってきております。是非しっかりと把握をしていただきたいなと思っております、四月はまだいても、十月とか、病休や産休に入られた後、代替者が見付からず、どんどん欠員が増えていくという状況があると聞いておりますが、そのことは御承知いただいておりますでしょうか。
○政府参考人（藤江陽子君） 昨年ヒアリングした結果でございますが、やはり年度途中に厳しく

なるという状況は聞いていますところでございます。

先ほど大臣からも答弁いたしましたように、引き続き厳しい状況ではあるということで、文部科学省としては、その全国各地の教師募集情報を一覽できるサイトの開設ですとか、教職に就いていない免許保持者に対する教職への入職支援等々、様々な取組とともに、令和五年度からは、年度の初期頃に産育休を取得することが見込まれる教師の代替者を任命権者である教育委員会が年度当初から任用する取組の支援なども行っているところでございます。

○古賀千景君 教育委員会へのヒアリングをさせていただいているということですが、それは、四月の状況以外にも、例えば十月とか十二月とか、年間に何度かそういうの、そのようなヒアリングをさせていただいているのでしょうか。

○委員長（高橋克法君） 藤江局長、大丈夫ですか。

○政府参考人（藤江陽子君） 今回行っているようなアンケートという形ではございませんけれども、年度後半の状況について、調査としては行っていないものの、聞き取りという形でやらせていただいたと、昨年度の例でございます。

○古賀千景君 以前私がお伺いしたときに、教職員を探すのは教職員の業務ではないというような御答弁をいただいたかと思えます。でも、実際に、

教育委員会から学校で探してくれと言われているところがたくさん実はあります。学校によっては、保護者に教員免許を持っていませんかとチラシを配布して、持っている人をチェックして、学校に来ていただだけませんかとか、そこまで今学校もやっているような状況です。

このような状況、どうお感じになりますか、教えてください。

○政府参考人（藤江陽子君） 教員の不足が発生する要因としては、様々な要因考えられるところですが、この教師不足の責任というのは特定の主体に帰着させることはできませんが、国、教育委員会、大学、それぞれ、地域も含めてですね、それぞれが一体となって対応していくことが必要であるというふうに考えております。

○古賀千景君 教育委員会としっかり連携を取っていただきながら、もうこの欠員状況の解消に向けてしっかりとやっていただきたいと思っております。

実際、欠員というところが学校現場でどのようになるか。今、職員室、学校の職員室にはどんな教員がいると思いますか。あつ、どんなというのか、担任以外が教職員室にいるとお考えになりますか。どうでしょうか。

○政府参考人（藤原章夫君） その職員室にどういった方がいらっしゃるかというのは、これはそ

のときの状況によるかと思えますけれども、一般的には、副校長や教頭、事務職員などはいるものであろうというふうには考えます。

○古賀千景君 私もそう思っていました。現場に行くとき誰もいないんです、職員室にはなぜ誰もいないと思われませんか。本当、貴重品が心配になるくらい誰もいないんです。なぜだと思えますか。

○政府参考人（藤原章夫君） そのケースによって様々だと思いますので、ちょっと一概にはお答えできないところがございますけれども、様々な状況、想定外の事態が発生すると、こういったケースはあり得るのだろうというふうには思います。

○古賀千景君 想定外のケースももちろんありますが、一日いないんです。副校長とか少人数数字級とか専科の皆さんは全部担任に入ります。ひどいところは校長も入っています。だから職員室が空っぽになるんです。

私も教員をしているときに、時々子供が休み時間に戻ってこなかったりとか、ちよつとけんかをしたりするんですよ。帰ってこなかったりとか、例えば授業中に何かこう争って外に飛び出したりとか、また多動なお子さんがいたりとか。子供が飛び出したときに、私は、職員室に電話をして、済みません、今出ましたって、探してくださいと言っていました。

担任は、ほかの子供たちの学力保障が必要ですし、その様子を見なくちゃいけません。授業進めていきます。その子が飛び出していったときに、いろんなパターンがありました。校外に出ることもあるんです。トイレの中でドアの中に引きこもっていることなんかもあります。そういうとき、この誰もいない職員室の中で誰に頼めばいいのかは子供の安全をとっても不安に思いました。それは、そこはどうお考えになりますか。

○国務大臣（永岡桂子君） やはり、児童生徒の安全確保というのは学習活動の前提として本当に不可欠であると思っております。

授業時間におけます児童生徒の安全に対する責任というのは一義的には学校が負うものと認識をしております。このために、児童生徒の安全に関わる緊急事態にも対応できますように、学校の組織運営に責任を持つ校長の指示の下で、副校長、教頭やまた事務職員、その他の支援スタッフも含めて適切な体制を学校内において整えていただく必要があると、そういうふうにご考えております。

やはり、公立学校教員の任用、配置につきましては、任命権者でございます教育委員会の責任に基づいて行われるものと、そういう認識でございます。

○古賀千景君 そのように職員室が空っぽになる

ほど担任に充てていっても、それでも足りない。今でも自習を行っている、四月から自習行っている三時間ごとに担任が替わっているような、そんな学級があります。そうなったら、子供たちが落ちていて勉強ができるわけがありません。その欠員状況というところ、そして、教員が、学校がサボっているのではなくて、みんなが別々、自分の仕事外のことをやりながらどうにか学校を保っている、そんな欠員状況だということを考えていたきたいと思います。

事務、是非、事務標準法などの改善などをして教職員を増やしていく、また少人数学級を推進していくなど、文科省としても手を打っていただけたらなと思っております。

また別件になります。

今年からすごく有り難いことがありました。五月から七月に産休を取る人たちには四月から加配が付くということ、産休を取る側もとても喜んでいました。一緒に四月から仕事できて、そして子供たちの様子も知ってもらって替わってもらえるというのがとても喜んでおりましたが、実際の四月から何人ぐらい全国で配置が、加配が配置されたか、教えてください。

○政府参考人（藤原章夫君） 令和五年度から、年度の初期の頃に産育休を取得することが見込まれる教師の代替者を任命権者である教育委員会が

年度当初から任用する取組の支援を行っており、都道府県等から、通年分に換算しての数字でございますけれども、四百十二人の加配の申請があり、申請どおり措置をしたところでございます。

○古賀千景君 なぜ五月から六月の産休者だけなんですか。

○政府参考人（藤原章夫君） こちら、今回の措置でございますけれども、当初から、年度当初からそうした産育休を取得するということが見込まれる方につきましては当初からこれを措置をするということ、既存の加配の措置を活用いたしまして前倒しで任用するということになるわけでございます。その際には、一応、この度の措置では七月末までに産育休を取得する場合を対象としているところでございます。

その後の期間の方というのは当初から予定をされているということではない形になるということから、この度ではその対象にはなっていないということでございます。

○古賀千景君 せっかくなら五から七だけではなくて一年間、例えば十月から十二月までに入られる方は九月からとか、そういう加配を配置していただけると、今、次元の異なる少子化対策も言われておりますので、安心して女性教職員も産休に入ることができるのではないかと考えておりますが、その点、いかがでしょうか。

○政府参考人（藤原章夫君）　こちら、この度の制度でございませけれども、産育休を取得した教師が休業終了後に確実に復帰するため、その代替教師については地方公務員の育児休業等に関する法律等に基づき任期付きや臨時的任用で対応するという、これが制度の基本でございませけれども、そして、産育休者の代替者に正規職員を充てるための制度見直しということに関わってくる話であろうかと思ひますけれども、これにつきましては、国家公務員や地方公務員全体の産休・育休制度との整理も要するということから慎重な検討が必要ではないかというふうに考えているところでございませ。

○古賀千景君　是非、正規職員の配置ということも含めて制度を考えていただけたらなと思ひます。

終ります。ありがとうございます。

○松沢成文君　日本維新の会の松沢成文でございませ。

今日、私、まずeスポーツについて質問してきたいと思ひますけれども、eスポーツ、大臣も御存じかと思ひますけれども、これ、eスポーツとはエレクトロニクススポーツの略称で、対戦型コンピュータゲームをスポーツ競技として捉えることと。

そして、この二〇二二年の日本eスポーツ市場規模というのが七十八・四億円、二〇二五年には

百八十億円まで拡大と推計されていませ。二〇二一年の日本eスポーツ市場の約六割を企業というかスポンサー、ハード、ソフトを作っている企業あるいは関連する企業が占めていると。二〇二一年のeスポーツ、日本のeスポーツファンというのは七百四十三万人、二〇二五年には一千二十万人を超えるまでに成長すると予測されていませ。日本のeスポーツ市場あるいはeスポーツ産業が大いに発展して日本の成長産業になることを私は願っております。日本のある意味で得意分野でもあるのかなというふうには思っているところです。

さあ、そこでもまず大臣に伺っていききたいんですが、大臣はeスポーツというのを御存じでしょうか。やったことがあるでしょうか。あるいは、大臣の個人的な感覚としてみてeスポーツというのはゲームというふうに捉えませか。それともスポーツというふうに捉えませか。この最初、一、二問目、一緒に質問しちゃいましたが、よろしくお願ひしませ。

○国務大臣（永岡桂子君）　eスポーツという言葉は知っております。

そして、その捉え方というのは様々ございませ、非常に捉え方、範囲というのはいろいろあるなというふうには思っております。

やったかどうかということもございませけれども、いろいろと商品名は言うなと役所に言われませ

して、それは申し上げられないでございませけれども、対戦型のゲームをしたことがございませ。

そして、eスポーツの扱いにつきましては、これIOCを始めとして国内外で様々な見解が示されて議論が行われているものと認識をしております。こうした国内外の議論やスポーツ団体の動向、これを踏まえながらeスポーツの取扱いについて検討する必要があると、そう考えております。

○松沢成文君　スポーツ庁はeスポーツはスポーツの一種と捉えているのでしょうか。

○政府参考人（角田喜彦君）　お答えいたします。いわゆるeスポーツをめぐりましては、ビデオゲームなどの単なるゲームにすぎないのではないかと指摘がある一方で、既にeスポーツと銘打った様々な大会が開催されており、国内外で様々な見解が示され、議論が行われているものと承知をしております。

国際オリンピック委員会、IOCでは、二〇二一年三月の総会で採択されましたオリンピック・アジェンダ二〇二〇プラスファイブにおきまして、いわゆるバーチャルスポーツには身体運動を伴うものと身体運動を伴わないものの二つの形態があり、これらをビデオゲームと区別することが重要である、若者のスポーツ参加を促進する観点から、各国際競技団体がビデオゲームとは異なるバーチャルスポーツとの連携を図ることに意義があるな